

第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画

令和4年度（2022年度）

ごみ処理基本計画

アクションプログラム

（実績）

令和5年（2023年）6月

1 アクションプログラムの背景

本市では、平成 18 年度（2006 年度）に策定した第 2 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画に基づき、「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指してごみの減量・資源化を推進するとともに、ごみの適正処理に努めてきました。

鎌倉市第 3 次一般廃棄物処理基本計画（以下「ごみ処理基本計画」という。）は、平成 28 年（2016 年）10 月に策定し、本市の課題であった焼却量の削減目標を確実に達成するためのごみ減量・資源化策の推進や名越クリーンセンターの焼却停止後の施設として、新たなごみ焼却施設の稼働に向けた取組等、今後の廃棄物処理の方針を明確にしました。

本計画策定後、新たなごみ焼却施設建設に向けて住民説明会を行ってきましたが、地元住民との協議が平行線をたどる中、燃やすごみの処理手法として他の手法も考えられることから、ごみの減量・資源化施策及び燃やすごみの処理手法について、改めて検討を行いました。

その結果、平成 31 年（2019 年）3 月に、計画していた新たな焼却施設を建設せずに、ゼロ・ウェイストを目指してごみの減量・資源化を進めていく「将来のごみ処理体制についての方針」を策定し、本市における最適なごみ処理体制を明らかにしました。

また、鎌倉市、逗子市、葉山町におけるごみ処理広域化について、令和 2 年（2021 年）8 月に「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」（以下「広域化実施計画」という。）を策定し、今後の広域連携の考え方を示しました。

さらに、プラスチックによる海洋汚染が世界的な課題となる中、平成 30 年（2018 年）10 月に「かまくらプラごみゼロ宣言」を行い、使い捨てプラスチック製品の削減取組の強化を図るとともに、令和元年（2019 年）10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が施行され、新たな施策の推進が求められています。

このような新たな状況を踏まえ、環境負荷の少ない循環型社会の形成を図るよう令和 3 年（2021 年）6 月にごみ処理基本計画の改定を行いました。

アクションプログラムは、改定したごみ処理基本計画に位置付けた施策の計画的かつ着実な推進を図るために、重点的に取り組むべき項目を挙げ、具体の施策を定めるものであり、令和 4 年度（2022 年度）アクションプログラムは同年 6 月に策定したものです。

2 令和4年度（2022年度）アクションプログラムの実施概要

（1）重点項目

ごみ処理基本計画では6つの基本方針に基づいて施策を展開するとしており、基本方針に基づく施策と主な取組のうち、次の6項目を重点項目として実施しました。

重点項目1 食品ロスの削減の取組

重点項目2 家庭及び事業所での発生抑制の取組（食品ロス以外）

重点項目3 新たな資源化

重点項目4 市民サービスの向上

重点項目5 事業所から出るごみと資源物の分別徹底及び適正処理

重点項目6 安定的なごみ処理体制の構築

(2) ごみ処理基本計画に定める焼却量

① 減量・資源化の施策を推進しなかった場合のごみ焼却量

焼却見込量 (t/年)	令和4年度(2022年度)
	29,290

② 減量・資源化の施策推進によるごみ焼却量の減量目標値 (単位:t)

家庭	年度		令和4年度(2022年度)
	項目		
事業	紙類、プラスチック類の分別徹底	重点項目2	-673
	生ごみ資源化促進	重点項目5	-1859
紙類の分別徹底	重点項目5		
総計			-2,532

ごみ焼却量の推移 (減量・資源化の施策を推進した場合)

焼却量(目標値) (t/年) (① - ②)	令和4年度 (2022年度)
	26,758

(3) ごみ焼却量の状況

ごみ焼却量の状況は、次のとおりです。

年度	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
ごみ焼却量排出 見込み	32,787 t	32,726 t	32,714 t	32,574 t	29,375 t	29,290 t
ごみ焼却量 (目標値)	31,038 t	29,896 t	29,828 t	29,639 t	27,564 t	26,758 t
ごみ焼却量 (実績値)	30,852 t	29,992 t	29,993 t	29,994 t	28,483 t	22,659 t

○家庭系・事業系ごみ焼却量の内訳（月別）（実績値）

令和2年度（2020年度）

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	2,243	2,405	2,097	1,599	1,967	1,791	1,811	1,049	2,365	1,756	1,210	1,578	21,871
事業系	559	548	685	767	740	720	728	716	714	627	597	722	8,123
計	2,802	2,953	2,782	2,366	2,707	2,511	2,539	1,765	3,079	2,383	1,807	2,300	29,994
自区外搬出(内数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

令和3年度（2021年度）

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,903	2,168	1,961	1,850	1,574	2,059	2,082	1,409	1,986	1,567	1,662	1,674	21,895
事業系	709	696	692	764	594	419	406	445	468	375	348	672	6,588
計	2,612	2,864	2,653	2,614	2,168	2,478	2,488	1,854	2,454	1,942	2,010	2,346	28,483
自区外搬出(内数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

令和4年度（2022年度）

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	2,120	1,856	1,318	1,897	1,872	1,588	1,785	1,487	1,765	1,618	1,671	1,510	20,487
事業系	410	534	455	49	55	36	27	85	117	171	107	126	2,172
計	2,530	2,390	1,773	1,946	1,927	1,624	1,812	1,572	1,882	1,789	1,778	1,636	22,659
自区外搬出(内数)	35	170	0	0	0	0	0	0	0	0	50	29	284

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

※ 家庭系の焼却量の算出方法について
 家庭系の焼却量 = 全体の焼却量 - 事業系の焼却量

○家庭系燃やすごみ及び事業系ごみの収集量の内訳（月別）（実績値）

令和2年度（2020年度）

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,706	1,767	1,782	1,743	1,660	1,547	1,604	1,575	1,712	1,714	1,490	1,702	20,002
事業系	534	529	664	711	711	695	704	699	695	618	568	702	7,830
計	2,240	2,296	2,446	2,454	2,371	2,242	2,308	2,274	2,407	2,332	2,058	2,404	27,832

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

令和3年度（2021年度）

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,677	1,686	1,635	1,731	1,782	1,579	1,534	1,682	1,637	1,728	1,437	1,622	19,730
事業系	682	676	674	725	680	627	651	703	695	595	550	662	7,920
計	2,359	2,362	2,309	2,456	2,462	2,206	2,185	2,385	2,332	2,323	1,987	2,284	27,650

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

令和4年度（2022年度）

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,564	1,727	1,567	1,598	1,735	1,609	1,532	1,587	1,752	1,694	1,395	1,580	19,340
事業系	671	718	701	659	682	631	646	622	640	637	547	651	7,805
計	2,235	2,445	2,268	2,257	2,417	2,240	2,178	2,209	2,392	2,331	1,942	2,231	27,145

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

○総括

令和4年度(2022年度)のごみ焼却量については、前年度のごみ焼却量より5,824トン減少しました。要因は、令和4年(2022年)6月から事業系ごみの資源化を実施し、資源化处理を行ったことが挙げられます。当該資源化は、計画では令和7年度(2025年度)から実施予定でしたが、名越クリーンセンター稼働停止に向けた安定的な処理体制を早期に構築するため前倒して実施し、目標値26,758トンを大幅に達成しています。

家庭系燃やすごみについては、収集量が19,340トンで前年度と比べて390トン減少し、コロナ禍による新しい生活様式の中でも分別の徹底やリデュース施策の推進を図ることにより、コロナ禍以前の平成30年度(19,391トン)とほぼ同量まで減量することができました。

事業系ごみの焼却量については、資源化を実施したことから、大幅に減少しています。なお、事業系ごみの収集量は、7,805トンであり、前年度と比べて115トン減少しました。これは、コロナ禍以前の平成30年度(9,510トン)と比べると大きく減少しており、要因としてコロナ禍による事業系ごみの減少、分別徹底などの啓発・指導を継続してきたことなどが考えられます。

項目	実績値			目標値
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和4年度 (2022年度)
焼却量	29,994t	28,483t	22,659t	26,758t

3 重点項目の概要

(1) 重点項目 1 食品ロスの削減の取組

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 家庭における食品ロスの削減				ごみダイエツト展 SNS (FacebookやTwitter) 等による啓発								
② 飲食店等における食品ロスの削減、滞在者に対する協力の呼びかけ	鎌倉市食品ロス削減協力店制度の登録要請や協力店取組PR											
③ 食品ロスの削減に貢献している事業所等の地域での取組のPR	鎌倉市食品ロス削減協力店制度の協力店取組PR											
④ 食品ロスの発生調査及び効果的な削減方法調査・研究				実施準備			家庭系ごみ組成調査					
⑤ 未利用食品を活用するための活動の支援	フードドライブ (6/1～6/30) (8/1～8/31) (10/3～10/31) (12/1～12/28) (2/1～2/28)											
⑥ 学校等における環境教育等の推進							自治・町内会への説明					

① 家庭における食品ロスの削減

令和元年（2019年）10月に「食品ロス削減推進法」が施行されたため、同法第13条に定められた市町村食品ロス削減推進計画について、令和3年（2021年）6月に改定したごみ処理基本計画に取組を位置付けました。

令和4年度（2022年度）は、本庁舎ロビーや図書館でごみダイエツト展を開催し、食品ロスに関する市民や市の取組内容の紹介等、周知・啓発を行いました。さらに、広報かまくら、市ホームページ及びSNS（Facebook、twitterなど）においてフードドライブの実施等の情報発信を行いました。

② 飲食店等における食品ロスの削減、滞在者に対する協力の呼びかけ

令和3年度（2021年度）に創設した「鎌倉市食品ロス削減協力店登録制度」については、引き続き廃棄物発生抑制等啓発指導員を通じて協力店の対象となる事業者にも周知・訪問を行い、本制度への参加を要請しました。

併せて、鎌倉商工会議所、鎌倉料理飲食店組合及び大船飲食店組合といった事業者組合への周知や、広報かまくら及び家庭に配布している「資源物とごみの分け方・出し方」に本制度を周知する文面の掲載やチラシの配布など、多様な手段・媒体を用いてPRを行い、令和4年度（2022年度）は17件を新たに「協力店」として登録し、制度開始以降累計73件の事業者が登録されています。

協力店は、小盛メニューや持ち帰り（ドギーバッグ）の対応、量り売りの販売、賞味期限の近い商品の割引販売等の取組を行っています。

滞在者に対する食品ロス削減の啓発は、廃棄物発生抑制等啓発指導員による飲食店等の事業者訪問指導の際に、希望者に「MOTTAINAI Spirit In Kamakura」ポスターを配布し、仕入れやメニューの工夫等による食品ロスの削減について働きかけるとともに、「3010 運動」に関するチラシ等を配布し、食べ残しの削減について働きかけを行いました。

③ 食品ロスの削減に貢献している事業者等の地域での取組のPR

「鎌倉市食品ロス削減協力店登録制度」に登録された協力店が実施している、食品ロスの削減に向けた取組や工夫している内容を市ホームページやSNSで紹介しました。また、「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指し、ごみの発生抑制等を推進する情報提供を行うため、食品ロス削減協力店の場所等を取組した「鎌倉市食品ロス削減協力店マップ」を作成し、広く情報提供しました。

④ 食品ロスの発生調査及び効果的な削減方法調査・研究

令和4年度（2021年度）も引き続き、「調理残渣、食べ残し」の項目について、「調理残渣（適正除去）」「調理残渣（過剰除去）」「食べ残し等」に細分化し、より詳細に食品ロスの調査を行いました。その結果、厨芥類の中では「食べ残し等」のごみの割合が約80%と最も多いことが把握出来ました。

⑤ 未利用食品を活用するための活動の支援

食品ロスの削減施策及び生活困窮者への支援を強化するため、まだ食べられる食材を使いたい人へ引き渡す「フードドライブ」を、コロナ禍の影響を踏まえながら、開催期間を拡大し5回（各回1か月間）にわたって実施しました。集まった食材は、こども食堂、児童ホームなど市内8施設に無償提供しました。事業者に対しては、飲食店・小売店を訪問し、食品ロスの削減を要請するとともに、フードバンクの周知・啓発を行いました。

<令和4年度（2022年度）フードドライブ実績>

募集期間：6月1日から6月30日まで

8月1日から8月31日まで

10月3日から10月31日まで

12月1日から12月28日まで

2月1日から2月28日まで

寄付人数：延べ170人

寄付品数：1,041品

重量：374kg

主な品目：米、麺類、缶詰類、レトルトカレー、飲料水、茶葉、調味料など

提供先：こども食堂、児童ホーム、難民支援施設、生活困窮者支援施設など 計8施設

⑥ 学校等における環境教育の推進

自治・町内会説明会では、25自治・町内会において子どもを含めた557人に対して、食品ロス削減に向けた市の取組を説明しました。

○総括

コロナ禍の影響を踏まえながら、フードドライブを5回（各回1か月間）にわたって実施しました。

自治・町内会説明会や市職員が参加した各種イベントにおいて子どもから大人までを対象に、集合形式で実施するとともに、SNS（LINEやFacebook、twitterなど）を活用した情報発信を行いました。

食品ロス削減の取組を行う事業者を応援する「鎌倉市食品ロス削減協力店登録制度」を実施し、73件の登録店舗の食品ロス削減の取組を広く紹介する「鎌倉市食品ロス削減協力店マップ」を作成・公表し、協力店の利用を促すことにより食品ロス削減の機運醸成に努めました。

(2) 重点項目2 家庭及び事業所での発生抑制の取組（食品ロス以外）

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 使い捨てプラスチックの削減 ライフスタイルの見直しに向けた啓発				ウォーターサーバー設置、給水スポットの作成								
② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う対応				リユース食器シェアリングサービスの周知								
③ 水切りの普及啓発				ホームページ等による啓発								
④ 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及				生ごみ処理機の常設展示								
⑤ 不用品登録制度などのリユース制度の拡充	広報かまくら、ホームページでの周知啓発、地下道ギャラリーへの展示											
⑥ 生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上				多量排出事業等への戸別訪問による指導								
⑦ 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供	広報かまくら、ごみ減量通信、SNS等での周知啓発、図書館で巡回展示											
⑧ 多様なツールによる情報発信				LINE（鎌倉ごみ調べ）を活用した情報提供								
⑨ 学校等における環境教育等の推進				集合形式等による説明会、紙芝居の貸出し								
⑩ 不適正な排出に対する指導				内容物調査、不適切排出者への訪問指導								

① 使い捨てプラスチックの削減

ライフスタイルの見直しに向けた啓発

レジ袋の削減のため、循環型エコバッグの社会実験として作成したエコバッグをJAさがみと連携して鎌倉市農協連即売所で活用し、今後JAさがみが自ら制度構築するための検討に向けて利用者の意見をまとめました。

マイボトルの使用を促すため令和元年度（2019年度）から市内公共施設に水道直結式ウォーターサーバーの設置を開始し、令和4年度（2022年度）末時点で30台を供用しています。

また、給水スポットの場所を掲載した「鎌倉市給水スポットマップ」を作成し周知を図りました。（推計では、水量約10.8トンが使用され、500mlペットボトルに換算すると約35万本になります。）

令和4年（2022年）4月の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行に伴い、プラスチック使用製品の製造事業者と使い捨てプラスチックの自主回収・再資源化策の制度構築について意見交換を行いました。

② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う対応

新しい生活様式の中でテイクアウトが増加し、持ち帰り用のプラスチック容器が増加したことから、地域共通のリユース食器をみんなでシェアすることで、テイクアウト時の使い捨てプラスチック容器を削減する「リユース食器シェアリングサービス」について、引き続き市の本庁舎に返却ボックスを設置して活用を図りました。

また、共催・後援名義承認条件として飲食を提供する場合、再利用可能な食器の使用を承認条件として設け、令和4年（2022年）4月1日から施行しました。

③ 水切りの普及啓発

3Rの取組について、市ホームページやロビー展示等により生ごみの水切りの必要性についてイラスト付きで発信しました。また、自治・町内会の説明会において、ごみの発生抑制を推進する上で水切りの重要性についての啓発を図りました。

④ 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及

生ごみ処理機を市役所本庁舎で展示し、使用方法についての市民からの問合せにきめ細かい説明を行い、また、地域のイベントに市職員が出向き、生ごみ処理機の周知・啓発を行いました。

生ごみ処理機の助成については、引き続き広報かまくらやパンフレット等でPRを行うとともに、コロナ禍の影響による新たな生活様式も相まって、生ごみ処理機の需要が拡大し、助成台数が増加しました。

生ごみ処理機助成台数（過去5年）（単位：台）

年度	電動型	非電動型	合計
平成30年度(2018年度)	173	158	331
令和元年度(2019年度)	152	127	279
令和2年度(2020年度)	246	177	423
令和3年度(2021年度)	338	253	591
令和4年度(2022年度)	379	224	603

⑤ 不用品登録制度などのリユース制度の拡充

広報かまくら、ホームページを媒介した従来の周知・啓発に加え、鎌倉駅地下道ギャラリーにおいてリユースネットかまくらの仕組みを展示しました。目標の成立件数1,000件を達成しました。

不用品登録制度登録・成立実績（過去5年）

年度	登録件数	成立件数	成立割合
平成30年度(2018年度)	1,480	1,040	70.3%
令和元年度(2019年度)	1,739	1,274	73.3%
令和2年度(2020年度)	826	634	76.8%
令和3年度(2021年度)	1,187	925	77.9%
令和4年度(2022年度)	1,884	1,295	68.7%

⑥ 生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上

多量排出事業者（月に3トン以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者等）24者及び準多量排出事業者（月に1トン以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者）82者を個別訪問し、分別の徹底とともに、使い捨て物品の削減等について要請を行いました。

また、令和4年（2023年）10月中旬に御成、小町及び長谷地域にあるテイクアウト店101者を訪問し、プラスチックに係る資源循環等に関する法律についての情報提供及びごみの持ち帰りポイ捨て禁止について協力要請を行いました。

⑦ 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供

SNS（Facebookやtwitterなど）や展示等で周知・啓発を図りました。ごみダイエット展では、生ごみの水切りや食品ロスの削減によるごみの減量の展示、プラごみゼロウィークの期間中は海洋プラスチック問題やSDGsに関連して、潜水調査で回収した海底ごみの展示、マイボトル・マイバッグなどの利用促進ポスターの掲示など市内5か所の図書館にて巡回展示を行いました。

また、令和4年（2022年）10月に開催された鎌人いち場に参加し、ウォーターサーバーの設置やごみ分別ゲーム、生ごみ処理機等の展示を行いました。

⑧ 多様なツールによる情報発信

昨年度に引き続き、若手世代や転入者、単身世帯など比較的小さいごみに関心が薄い層に対して、スマートフォンやパソコンなどで利用できるアプリケーション「LINE」を活用した、資源物とごみの分け方・出し方や収集日などの情報を発信する「鎌倉ごみ調べ」により周知を図りました。令和4年（2022年）に改訂した「資源物とごみの分け方・出し方」において、「鎌倉ごみ調べ」について大きく掲載するなど、更なる普及促進を行った結果、令和4年度（2022年度）末時点で登録者数が1.6万人を超えました。

⑨ 学校等における環境教育の推進

使い捨てプラスチックごみの削減に向けた市の取組等を小学校～高校生の授業の一環や自治・町内会説明会で説明しました。

また、一部の小学校及び幼稚園に対して、焼却施設に関するDVDや園児にも分かりやすいオリジナル紙芝居の貸出しを行い、子どもたちの環境意識の向上を図りました。

⑩ 不適正な排出に対する指導

家庭から排出されたごみのうち、燃やすごみ及び燃えないごみの有料化を実施したことに伴い、不適正な排出に対し、公平性を担保する必要があることから、平成 29 年（2017 年）4 月 1 日から必要に応じて内容物を調査し、不適正排出者に対して分別徹底の訪問指導を行っています。

令和 4 年度（2022 年度）は、内容物調査を 80 件実施し、その内 46 件について排出者が特定できたことから、当該排出者に対し啓発・指導を行ったところ、排出状況の改善が見られました。

○総括

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大きく減少した不用品登録制度の成立件数は、前年度と比べて 370 件増加しコロナ禍前の状況に回復しています。また、コロナ禍における新たな生活様式によって、令和 2 年度（2020 年度）以降家庭用生ごみ処理機の需要が急増し、令和 4 年度（2022 年度）の助成台数は、前年度と比べて 12 台増加の 603 台となりました。

自治・町内会説明会や市職員が参加した各種イベント、学校等における環境教育での周知・啓発は、集合形式で実施するとともに、SNS（LINE や Facebook、twitter など）を活用した情報発信等を行いました。

また、使い捨てプラスチック容器の発生抑制を目指したマイボトルの普及策として、令和元年（2019 年）に設置を開始したウォーターサーバーについては、令和 4 年度（2022 年度）末時点で 30 台を一般供用しています。

さらなる分別徹底を目的とした、LINE を活用したごみに関する情報を発信する「鎌倉ごみ調べ」については、広報かまくら、分別パンフレットなどで普及促進を行った結果、登録者数が 1.6 万人を超えました。

(3) 重点項目3 新たな資源化

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 家庭系生ごみの資源化	住民との協議			住民説明会、サウンディング調査、住民との協議								
② 紙おむつの資源化				サウンディング調査 処理体制の構築について検討								
③ 事業系ごみの最適な資源化	契約事務等			縦型乾式メタン発酵施設における処理								

① 家庭系生ごみの資源化

生ごみは、家庭系燃やすごみの約半分を占めていることから、資源化することで燃やすごみの大幅な減量が期待できます。

生ごみ資源化施設整備に向けた検討状況は、施設候補地周辺住民から生ごみの堆肥化処理について懸念の声もあり、堆肥化以外も含めた幅広い資源化手法を検討するため、サウンディング調査を11月に実施しました。応募のあった4者からヒアリングを行い、主にメタン発酵や炭化処理について提案がありました。本調査結果については、市ホームページで公表しています。今後は、地元協議会とともに広く資源化手法を検討していきます。

② 紙おむつの資源化

ごみ処理基本計画では、国の動向や先進自治体・民間事業者の進捗状況、費用対効果を踏まえて、紙おむつ資源化施設の整備や民間委託の検討を進めることとしています。

令和4年度（2022年度）は、排出事業者の施設内で処理可能な設備機器の導入に向けたサウンディング調査を、9月から10月にかけて実施しました。応募のあった6者からヒアリングを行い、主に熱分解処理や水溶化処理、汚物を薬剤により分離して減容化する方法について提案がありました。今後の導入可能性も視野に入れ、民間事業者と連携した実証実験の実施に向けた検討を行いました。

③ 事業系ごみの最適な資源化

混合ごみそのまま資源化処理が可能な手法について、公募型プロポーザルを実施しました。

その結果、最優秀提案者となったオリックス資源循環株式会社と契約交渉を行い、令和4年（2022年）6月17日に同社と5年間の長期継続契約を締結しました。

○総括

家庭系の生ごみの資源化については、堆肥化以外も含めた幅広い資源化手法を検討するためサウンディング調査を実施し、情報収集を行いました。

紙おむつの資源化についても、サウンディング調査を実施し、施設整備によらない設備機器による資源化方策の可能性を探るため情報収集を行いました。

事業系ごみの資源化については、公募型プロポーザルを実施し、令和4年（2022年）6月17日にオリックス資源循環株式会社と契約を締結し資源化を開始しました。

(4) 重点項目4 市民サービスの向上

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 家庭系ごみ戸別収集の検討				アンケート 審議会				noteを活用した情報提供 審議会		審議会諮問		審議会
② 分別しやすい排出方法の検討				LINE（鎌倉ごみ調べ）を活用した情報提供								

① 家庭系ごみ戸別収集の検討

戸別収集は、高齢者等のごみ出しの負担をはじめとするクリーンステーション収集に伴う様々な負担の軽減や収集環境・景観の向上に寄与し、ごみの減量も期待できます。

これまで、減量効果に対する費用負担が過大であるなどの理由により実施に至らなかった経過がありましたが、当時から約7年が経過する中で、高齢化や新型コロナウイルスの影響による市民生活の変化を踏まえ、ごみ出しの負担軽減という福祉的な側面に着目し、改めて必要性を整理し具体的な検討を開始しました。

また、近年戸別収集を開始した東京都小平市や東久留米市、戸別収集を長年実施している武蔵野市や近隣の藤沢市への視察を通じて、施策の導入から運用までの流れを確認しました。

戸別収集の実施検討を改めて行うことから、令和4年（2022年）8月以降計4回の鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会において戸別収集について議論し、令和5年（2023年）1月に「鎌倉市における戸別収集のあり方」について諮問を行いました。

過去のモデル事業実施から年数が経過していることから、市民に対しては「戸別収集とは何か」ということから丁寧に説明し、これまでの環境変化を踏まえた戸別収集の必要性や近隣市の実施状況を紹介する機会として、noteによる情報発信を4回にわたって行いました。併せて、自治町内会における説明会等の機会に、戸別収集に対する考えをアンケート形式で調査し、半数以上の方から施策実施に対する肯定的な意見をいただきました。

② 分別しやすい排出方法の検討

分別区分について理解していただくため、引き続き、LINEのアプリを活用した「鎌倉ごみ調べ」により、更なる周知を行いました。

○総括

平成 27 年度（2015 年度）に戸別収集モデル事業が終了してからの社会状況の変化を踏まえ、実施に至らなかった過去の課題を整理して実施に向けた具体的な検討を進めていくため、鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会において、「鎌倉市における戸別収集のあり方」について諮問しました。また、戸別収集に対する市民の考えについて、自治町内会説明会等におけるアンケート調査を行いました。

(5) 重点項目5 事業所から出るごみと資源物の分別徹底及び適正処理

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供				事業者への啓発			訪問等の実施					
② 事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導				ピット前検査及び訪問指導の実施								
③ 事業所から排出される生ごみの資源化の促進				登録再生利用事業者等の情報提供								
④ 事業系ごみ処理手数料の見直し				植木剪定材手数料の見直し検討、審議会、答申まとめ								

① 3Rの具体的な取組についての情報提供

事業所のごみと資源物の分け方・出し方等パンフレット、チラシを活用し、538者への啓発訪問において本市のごみ処理の現状や3Rの必要性、分別方法の説明、食品ロスの削減及びごみ削減への協力をお願いしました。

② 事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導

令和4年度（2022年度）に実施したピット前検査は、目視による検査が7,752件、自走式コンベアごみ投入検査機等による展開検査が1,683件、計9,435件の検査を行い、2,410袋が適切に分別されてないごみでした。なお、適切に分別されていないごみは通常持ち帰り指導の対象ですが、新型コロナウイルス感染症対策のため、感染症が拡大している時期など流行の状況に応じ、適正な分別指導を行った上で市が受入れました。

また、特に排出状況が不適正な事業者に対して、分別の徹底を図るように訪問指導を行いました。

事業系専任チームによる事業者訪問指導は、多量排出事業者24者、準多量排出事業者82者のほか、ピット前検査により資源物及び産業廃棄物等の混入があった事業者など約357者を訪問し、3Rの取組事例を紹介するなど、分別徹底を周知するとともに指導を行いました。

近年増加している住宅宿泊事業者（民泊）、旅館業法許可事業者35者の施設訪問を行い、事業者に適正な処理の方法を指導しました。

③ 事業者から排出される生ごみ資源化の促進

事業所から排出される生ごみの資源化促進のため、登録再生利用事業者の受入れ状況、登録再生利用事業者以外の食品再生利用事業者の受入れ状況を確認し、この情報を多量排出事業者の食品を運搬している事業者に提供しました。

大型生ごみ処理機の普及については、飲食店や福祉施設等を中心に、助成制度の紹介により大型生ごみ処理機の設置を促し、1者（小売業）が導入をしました。

また、市の助成制度を利用した事業者3者において、合計で約38.3トン（イトーヨーカ

ドー大船店約 28.8 トン、湘南愛心会約 8.6 トン、岩瀬保育園 0.9 トン) の生ごみを大型生ごみ処理機で処理しました。

④ 事業系ごみ処理手数料の見直し

「植木剪定材」については、令和 4 年（2022 年）5 月に鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会から答申を受け、9 月に条例を改正し、周知期間を 6 か月として、この間、造園業者の組合を訪問し事業系ごみ処理手数料の見直しについて説明しました。

改定後の金額（10 キログラム当たり 210 円）は、令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から適用することとしました。

「植木剪定材以外のもの」については、事業系一般廃棄物の資源化処理方法及び委託する事業者が確定したことから、令和 6 年度（2024 年度）の手数料の改定に向けて協議を開始しました。

○総括

コロナ禍による事業系ごみの減少、分別徹底などの啓発・指導を継続して実施してきたことなどにより、事業系ごみの収集量についてはコロナ禍前の令和元年度（2019 年度）9,358 トンから令和 2 年度（2020 年度）は 7,830 トン、令和 3 年度（2021 年度）も 7,920 トンで、令和 4 年度（2022 年度）は規制緩和により観光客の客足が戻りはじめましたが、昨年度同様急激なリバウンドは起こらず、前年度比で微減の 7,805 トンとなりました。

具体的な取組としては、事業系ごみの分別徹底を図るため、自走式コンベアごみ投入検査機による検査を実施し、分別状況の悪いごみについては、排出元の事業者訪問による指導を徹底しました。

排出事業者への廃棄物発生抑制等啓発指導員による個別指導を継続し、ごみの減量、分別の徹底、食品ロス削減、生ごみの資源化と大型生ごみ処理機の設置要請等を行いました。

また、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者等へ事業系生ごみの受入れが可能であることを確認し、この情報を多量排出事業者の食品を運搬している事業者に提供しました。

大型生ごみ処理機については、ごみ分別の指導の個別訪問において事業者を導入を促し、小売業者の 1 者が市補助金を活用して新たに設置を行い、事業者 3 者で生ごみを自家処理し、事業系燃やすごみ 38.3 トンの削減につながりました。

(6) 重点項目6 安定的なごみ処理体制の構築

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 広域連携による新たなごみ処理体制の構築について	処理の一元化及び広域処理の実施に当たり搬入条件等の検討											
② バックアップ協定の締結	協定締結(3者)									協定締結(2者)		
③ 災害時の協力支援体制	協定締結						仮置場の検討					
④ ごみ処理施設等のあり方の検討							生活環境整備審議会 諮問					

① 広域連携による新たなごみ処理体制の構築について

広域連携によるごみの安定的かつ適正な処理を確実に推進するため、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会」を3回開催して、処理の一元化や事業系ごみの手数料見直し、令和7年度以降の広域処理の実施に向けた検討を進めました。

② バックアップ協定の締結

令和3年(2021年)9月に産業廃棄物処理施設のうち焼却施設を有している民間事業者35者に対してバックアップ協定の締結に向けた意向調査を実施し、焼却施設までの距離やエネルギー回収の有無など本市の契約締結条件を満たし、協定締結の意向を示した4事業者と令和4年(2022年)4月に3事業者、5月に1事業者と協定の締結を行い、その後、新たに施設整備がなされた1事業者と令和5年(2023年)3月に協定を締結しました。

なお、令和4年度(2022年度)は、先行して協定を締結した4事業者と、協定に基づき燃やすごみの一定量を処理し、不測の事態が発生した際に迅速に処理できる体制を構築しました。

③ 災害時の協力支援体制

災害時に重要となる仮置場の管理運営や業務に付帯する作業及び平時からの情報交換を目的とした連絡協議会の設置を盛り込んだ民間事業者との災害時協力支援協定を令和4年(2022年)8月に締結しました。その後、当該事業者と仮置場の運用について具体的な場所を想定した現地視察及びレイアウト等について協議を行いました。

④ ごみ処理施設等のあり方の検討

令和3年(2021年)5月に生活環境整備審議会から「鎌倉市一般廃棄物処理施設のあり方について」の答申を受け、その内容を踏まえた処理施設の検討を進めました。

特に名越クリーンセンターは、焼却停止後に中継施設として整備を図るため、令和4年(2022年)11月に同審議会に「鎌倉市名越中継施設整備基本計画の策定について」を諮問し審議を進めました。

○総括

将来にわたる安定的なごみ処理体制の構築に向け、広域連携を確実に進めていくため「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会」において協議を進めました。

令和4年（2022年）4月に3事業者、5月に1事業者、令和5年（2023年）3月に1事業者とバックアップ協定の締結を行い、先行して締結した4事業者と協定に基づき、燃やすごみの一定量を処理し、リスクに対して迅速に処理できる体制を構築しました。さらに、災害時の仮置場の管理運営の経験を有する民間事業者と災害時協力支援協定を締結しました。

また、将来のごみ処理体制において中核となる名越中継施設の整備に向けて、生活環境整備審議会において専門的な見地から審議を行っていただきました。